

シンポジウム

シンポジウム 11 (III-S11)

学校心臓検診今後の問題

座長:岩本 眞理(済生会横浜市東部病院 こどもセンター総合小児科)

座長:住友 直方(埼玉医科大学国際医療センター小児心臓科)

2017年7月9日(日) 08:30 ~ 10:00 第1会場 (1F 展示イベントホール Room 1)

08:30 ~ 10:00

[III-S11-04]学校生活管理指導表の活用

○泉田 直己(曙町クリニック)

キーワード：学校生活管理指導表, 管理指導区分, 運動強度

学校心臓検診は、正しい管理指導区分を定め、適切な管理指導を行って疾患の悪化を防ぎ、さらには突然死を防止すること、さらに過度の運動制限や無用な生活制限を解除することが目標であり、その達成には運動強度の判定と適切な指導が必要となる。学校生活管理指導表(指導表)は、運動強度と指導区分の原則を学校での体育・保健体育教科に当てはめて作成したものである。学校生活管理指導区分では、児童生徒の運動耐用能は自覚的運動強度を用いて示され、軽い運動は、同年齢の平均的児童生徒にとってほとんど息がはずまない程度の運動、中等度の運動は、少し息がはずむが息苦しくない程度の運動、強い運動とは、息がはずみ息苦しさを感ずるほどの運動と定義されている。指導表では、体育指導要領に基づいた運動種目をほぼ網羅してその運動強度が示されている。管理指導区分は、心疾患を有する者が可能な運動強度に応じて A～E の5段階で示される。また、運動クラブへの参加は、選手を目指す場合には E 区分の場合にのみ検討されるが、選手を目指さない参加は他の管理区分の場合にも可能であり、独立して判定する。指導表には、疾患名、管理指導区分(A～E)、運動クラブへの参加の可否、次の受診予定日を記入する。この時、運動クラブへの参加に一部制限があればその旨を記載する。運動の種目とその取り組み方による運動強度の違いは学年により異なるため、指導表は小学生と中学・高校生と異なるものが作成されている。また、教科体育種目以外の文化的な活動や学校行事に対しての参加の可否は、判定された管理指導区分と実際の活動や行事の内容を考慮して行う。その他の注意すべきことを記載する欄も設けられている。主治医(専門医)により正確に記載された指導表では、必要な情報が家庭や学校と共有できるようになっており、学校での生活のみならず、日常の家庭や社会での生活も指導区分に従ったものとして行うことができる。